

平成22年国勢調査

調査へのご理解と ご協力を お願いします

総務省統計局
都道府県・市区町村

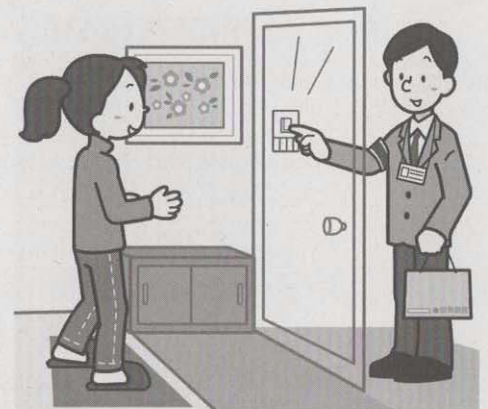
● 10月1日現在で 全国いっせいに国勢調査を行います

- ◆ 国勢調査は、統計法という法律に基づき、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために実施します。
- ◆ 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査です。その結果は、国・都道府県・市区町村において、福祉、雇用、防災、環境など我が国が直面する課題や、私たちの身近な地域の問題を考える基礎資料として利用されます。また、企業における商品・サービスの開発や需要予測、店舗の立地計画など、各方面で幅広く利用されています。

● 9月下旬から 調査員がすべてのお宅を訪問します

- ◆ 9月下旬から調査員が各世帯を訪問して、調査票と一っしょに提出用の封筒などを配布します。10月1日以降に、調査員が改めて各世帯を訪問します。
- ◆ アパートやマンションなどでは、調査員がすべてのお宅の玄関先まで訪問することになりますので、よろしくをお願いします。

☞ オートロックマンションでは、調査員訪問の目安を記載したお知らせを事前に掲示版に貼付することがあります。この場合、管理人の方などにすべてのお宅の玄関先まで直接訪問することについてご説明する場合がありますので、よろしくをお願いします。



● 皆様のご理解と ご協力を お願いします

- ◆ 調査についてのご質問などがありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先：

北秋田市役所 総合政策課（鷹巣）	62-6606
合川総合窓口センター（合川）	78-2100
森吉総合窓口センター（森吉）	72-3111
阿仁総合窓口センター（阿仁）	82-2111



2010 国勢調査
平成22年10月1日

○ 国勢調査は 統計法という法律に基づいて行います

- ◆ 統計法では、正確な統計を作成するために、調査票の記入及び提出の義務（報告義務）、調査員をはじめとする調査関係者の守秘義務、罰則などについて、次のように定められています。

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（定義）

第2条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第5条第1項に規定する国勢統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

（国勢統計）

第5条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第16条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

（協力の要請）

第30条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

（調査票情報等の適正な管理）

第39条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、……（以下略）

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第39条第1項第1号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

五 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報……の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

（罰則）

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第59条 第41条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者